「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」 発行依頼要領

≪チェック!≫ 発行をご依頼される前に、ご確認をお願いします。

この記入要領は、「節水大便器」「節水小便器」「温水洗浄便座」にかかわる証明書に関するものです。

証明書は、原則として日本レストルーム工業会のホームページに掲載している対象製品品番に関して発行します。

<u>証明書は電子メールで送付しますので、送付先のメールアドレスを申し受けます。</u>

ご記入いただいた個人情報は、当工業会にて適切に管理し、当該証明書の発行に関する業務以外には使用いたしません。

1. 記入上の注意点

- ・記入要領をご確認の上でもれなくご記入ください。 未記入の項目があった場合、依頼書を再提出 いただく場合があります。
- ・設置予定の製品の「製品品番」がわからない場合は、工事を担当する設備店様等へご確認ください。

2. 発行依頼要領

- ・必要事項を全て記入した発行依頼書を、一般社団法人 日本レストルーム工業会 へ<u>電子メールで送付</u> してください。
- ※原則、ご依頼は電子メールで受付しています。
- ※返信用のメールアドレスを必ずお知らせください。

<「証明書の発行依頼書」依頼先>

E-mail shoumei@sanitary-net.com

一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口

3. 証明書の発行

- 依頼書を受理後、記載内容に不備がなければ、概ね3週間程度で発行します。
- 書類は発行依頼書にご記入いただいたメールアドレス宛に送付します。

【依頼書の記入要領】

設置予定の設備名称を〇で囲んでください。 複数ある場合は、それらを囲んでください。

一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口 行き

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」発行

当該設備の概要	滅価償却資産の種類	建物附属設備
	設備の種類又は細目	衛生設備
	設備の名称	節水大便器 / 温水洗浄便座
	製品品番	******
	会社名・事業所名	○○○○株式会社 △△事業所 ————————————————————————————————————
	法人番号	999999999999
	本社所在地	●●県△△市■■町*丁目**-**
	ユーザー連絡先	OOOO株式会社 ××部 ***-***
	(会社名、担当部署、電話番号)	OOOOMAGAL XXIII XXX XXX XXXX

設置予定の製品品番を記入してください。 複数ある場合は、すべて記入してください。 製品品番がわからない場合は、工事を担当す る設備店様などにご確認ください。

対象設備を設置する予定の「会社名」「事業所名」を記入してください。

法人番号を記入してください。※法人の場合のみ

【ご依頼担当者】

14	F - 14-70-74 1-1					
	記入日	西暦 202* 年 ** 月 ** 日				
	会社名	〇〇〇〇株式会社				
連	所属	××××部 ** *課				
絡	担当者名	中小 太郎				
先	電話番号	***-***				
	E-mail	*****				

本社の所在地を記入してください。

対象設備を設置する予定の会社の担当者の連絡先情報を記入してください。

【対象製品】

	メーカー名	****社製		
	製品品番※	*****		
	取得等の年月(予定)	西暦 202* 年 **月		
	※「発展が進み期面」関の「	 	,	

※「当該設備の概要」欄の「製品品番」と同じものをご記入下さい。

確認が可能なご連絡先を記入してください。

当該依頼書の記入日と、当該依頼書に関する

設置予定の製品に関する「メーカー名」「製品品番」「設置予定年・月」を記入してください。

【ご依頼前のチェックリスト】

対象製品の「製品品番」が、日本レストルーム工業会ホームページの製品リストに掲載されていることをご確認ください。 記載のないものは原則として対象となりません。 本依頼書の各項目がすべて記載されていることをご確認ください。	項目	チェック欄	
C. C	対象製品の「製品品番」が、日本レストルーム工業会ホームページの製品リストに掲載され	,	
本依頼書の各項目がすべて記載されていることをご確認ください。	ていることをご確認ください。 記載のないものは原則として対象となりません。	V	
	本依頼書の各項目がすべて記載されていることをご確認ください。	,	
		ν	

【ご注意】

- ・・エニップ 1.本依頼書により申請を受けてから、証明書がお手元に届くまで、3週間ほど要しますので、予めご了承下さい。
- 2. 本体積書に応じて工業会が発行する証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営 強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしている ことを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。
- これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備 の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。
- また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

当該依頼書にてご依頼される前に、各項目に 記入漏れがないかご確認の上で、チェック欄 にチェックしてください。